

令和8年度
静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金
(再エネ設備導入支援)

脱炭素経営の取組に向けた再エネ設備導入を支援します



静岡県地球温暖化防止条例第12条第2項に定める「温室効果ガス排出削減計画書制度」に
参画する県内の中小企業等の再エネ設備等の導入を支援します！

< 補助金の交付額 >

太陽光発電設備

●発電出力×4万円/kW 上限250kW 1,000万円

※発電出力は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方となります。

※補助の上限は発電出力250kWです。発電出力250kWを超える設備も設置可能ですが、発電出力250kW以上の部分については本補助金の補助の対象になりません。

※kW単位とし、小数点以下を切り捨て

蓄電池設備

下記①と②のいずれか低い額が補助されます

①家庭用蓄電池(定格容量)×4.7万円/kWh

業務用蓄電池(定格容量)×5.3万円/kWh

②補助対象経費に3分の1を乗じて得た額

※蓄電容量(定格容量)は、自家消費型太陽光発電設備が8時間発電する電力を蓄電できる容量を上限とし、次式により算出

自家消費型太陽光発電設備の発電出力×8h×設備利用率

【省エネ指導(削減計画書改善)の受診】

- ・本事業では事業開始前に、指定する機関による「省エネ指導(削減計画書改善)」を受診し、設備導入に関する助言及び削減計画書の改善に関するアドバイスを受けることが必須となっています。
- ・省エネ指導結果の通知日以降に契約や工事の実施が可能となります。
- ・省エネ指導に係る費用は直接、県から指定する機関に支払いますので申請者から指定する機関への支払は生じません。

< 対象事業者 >

県内外に設置する工場・事務所・その他事業場全体での年間エネルギー使用量が原油換算で 1,500 kl に満たない

法人及び個人事業主

※会社・個人事業主の場合は、中小企業等経営強化法の中小企業者が対象となり、資本金・従業員数に基準があります。

- ▷ 複数事業者による共同実施や、ファイナンスリース契約も可

< 対象設備 >

県内の事業所に設置する

- ① 自家消費型太陽光発電設備
- ② 自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池設備

(蓄電池は自家消費型太陽光発電設備と一体的に使用するものに限ります。また、蓄電池のみの設置は補助対象外になります。)

< 補助対象となる経費 >

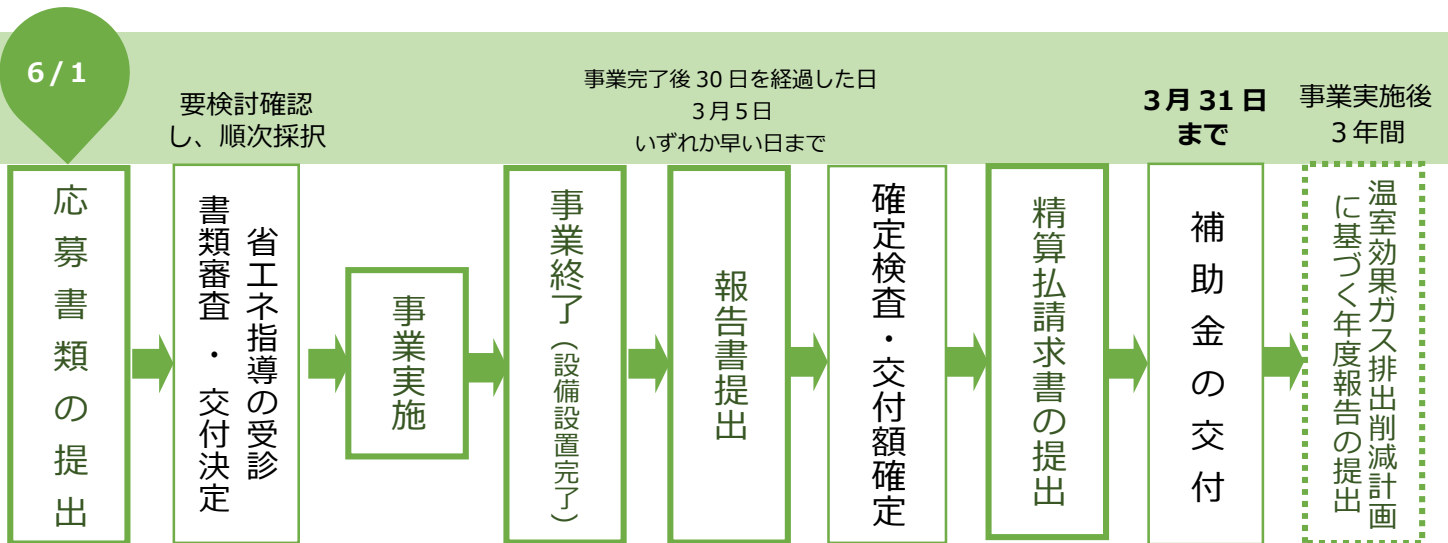
経費区分の範囲は、①設計費 ②設備費

③工事費 ④省エネ指導費 です。

【温室効果ガス排出削減計画書制度】

- ・省エネなどの温暖化対策に効果的に取り組むため、事業所全体でエネルギーの使用量や使用状況等を見える化し基準時点におけるエネルギー使用状況を基に、3年間の対策と目標を定めた計画書を作成し、毎年度報告します。
- ・補助金申請の際は、補助対象事業(再エネ設備導入等)を含めた、事業所全体で3年間に実施する温室効果ガス削減(6%以上)のための計画書を提出していただく必要があります。

< 事業スケジュール >



< 募集期間 > 6月1日(月) ~ 予算に達し次第終了します

※募集終了後、評価を行い、採択者の決定を行います。

< 事務局: 静岡県くらし・環境部環境局環境政策課 >

▷ E-mail kankyou_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

▷ TEL 054-221-2208(受付時間 平日9時~12時、13時~16時)

【申請前の注意事項】

自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池設備を浜松市、沼津市、富士市で設置する場合は、事前にお問合せください。